

アーサーパークヴィレッジやよい坂緑地協定書

(目的)

第1条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づき、第3条に定める区域内における良好な居住環境を確保するため、当該区域内の緑化に関する事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 この協定は、「アーサーパークヴィレッジやよい坂緑地協定」（以下「本協定」という。）と称する。

(協定区域)

第3条 本協定の区域（以下「協定区域」という。）は、福岡市南区鶴田1丁目311-10、福岡市南区柏原1丁目1376-1他4筆の区域で、別紙図面赤枠の範囲とする。

(協定の効力)

第4条 1 協定は、市長の認可のあった日から起算して3年以内において協定区域内の土地に2以上の土地の所有者、および建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、または貸借権を有するもの（以下「土地所有者等」という。）が存することとなったときから、その効力を生ずるものとする。

2 協定は、その効力が生じた日以降において協定区域内の土地所有者等となったものに対しても効力があるものとする。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するために、自然環境にふさわしい緑化を進めることに関して、次のとおり定める。

(1) 植栽する樹木等の種類

高 木：アメリカフウ、ヒマラヤスギ、メタセコイア、
ドイツトウヒ、モミ、ハナミズキ、コブシ、エゴノキ等

中 木：ゴールドクレスト、スカイロケット、サザンカ、
コノテガシワ、ヒムロ、ニオイヒバ等

低 木：キンシバイ、オタフクナンテン、サツキツツジ、
クチナシ、アベリア“エドワードゴーチャ”、
コクチナシ等

地被植物：シバザクラ、タピアン、フィリフェアオーレア、
マツバギク、ヒペリカム・カリシナム、ヘデラ類、
ハイビャクシン、アガパンサス、ナツツタ、
コウライ芝等

(2) 植栽を行う場所

本協定で植栽を行う場所は、別紙図面の緑化ゾーン部分で植栽可能なところとし、専有宅地内に少なくとも高木1本を植栽するものとする。

(3) 垣またはさくの構造

協定区域内で道路に面する部分（ただし擁壁部は除く）は、原則としてオープン外溝（別図1）とし、これにより難しいときは、周辺宅地との一体化に努めるものとし、植栽の連続化の工夫を行うものとする。なお、やむなくさくを設ける場合は、原則としてアメリカンフェンス（別図2参照）とし、周囲の景観を損なわないものとする。

(4) 植栽量の目安

植栽量の目安は下記による。

高 木（高さ3.5メートル以上）	1本以上／専有宅地
中 木（高さ1.2メートル以上）	2本以上／1㎡
低 木（高さ0.3メートル以上）	10株以上／1㎡
地被植物	10株以上／1㎡

(5) 植栽する樹木の維持管理

仕立て、剪定、整枝、刈り込み、清掃施肥等の維持管理に配慮し、年1回以上の一斉病虫害防除作業を行うものとする。

(6) その他緑化に関する事項

緑化ゾーン以外の場所にへい等を設置する場合は、生垣、またはアルミフェンス等の透視性のあるものとし、普通コンクリート、ブロック塀、目隠しフェンス板等周囲の自然環境に調和しないものは使用してはならない。

(運営委員会の設置)

第6条 本協定に関する事務を円滑に実施するため、協定締結者により構成する「アーサーパークヴィレッジやよい坂緑地協定運営委員会(以下「委員会」という。)」を設置し次の委員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
委員	若干名
会計担当委員	2名

- (1) 委員は土地の所有者等の互選により選出する。
- (2) 委員長は委員の互選とし、副委員長および会計担当委員は委員のうちから委員長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2 本協定に規定するもののほか運営、経費その他委員会に関する必要な事項は別に定める。

(樹木伐採の禁止等)

第7条 土地の所有者等は、植栽した樹木をみだりに伐採してはならない。

- 2 土地の所有者等は、植栽した樹木をみだりに移植してはならない。ただし、やむを得ない事情により移植する必要があるときは、その区域内に移植することができるものとする。
- 3 土地の所有者等は、植栽した樹木が枯損、伐採および移植した場合はこれと同程度の規格を有する樹木の補植に努めなければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 委員会は、協定締結者が協定事項に違反した場合は、その違反によって協定の目的が損なわれるおそれがあると認めるときは、違反者に対して義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 違反者が前項の請求に応じない場合、委員会は、自らまたは第三者をして、違反者に代替して、当該違反がなかったと同じ状態を実現し、その要した費用を違反者から徴収することができる。

(委員会への届出)

第9条 第7条により伐採、移植、補植を行う場合は、委員会へ緑化計画書(植栽配置図、樹種、および規格等)を届け出なければならない。

- 2 土地の所有者等は、土地の所有権または建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権もしくは貸借権を移転し、または廃止した場合は、その旨を委員会に届け出なければならない。

(協定の変更ならびに廃止)

第10条 本協定の内容を変更しようとする場合は、土地の所有者等全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請し、その認可を受けなければならない。

- 2 本協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請し、その認可を受けなければならない。

(協定の有効期間)

第11条 本協定は、市長の認可公告のあった日から10年間とし、期間満了前に土地所有者等の過半数の申し出がない場合は、さらに10年間延長するものとする。

附 則

本協定は、2部を市長に提出し、その写しを土地の所有者等全員に配布する。